

株 主 各 位

証券コード 3109

平成27年6月4日

大阪府中央区備後町三丁目2番6号

シキボウ株式会社

取締役社長 能 條 武 夫

第202期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第202期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府中央区備後町三丁目2番6号 敷島ビル7階ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第202期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第202期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参いただきますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shikibo.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による経済・金融政策の効果により、企業収益や雇用状況に改善がみられ、景気は緩やかな回復基調となりました。しかしながら、個人消費は消費税率引き上げによる家計負担の増加から弱い動きが続いており、また企業活動では急激な円安による原材料やエネルギー価格上昇の影響を受けるなど、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような経営環境の下、当社グループは、中期経営計画「Challenge to the Growth 2012-2014（通称「CG12-14～成長への挑戦」）」の最終年度として、基本戦略である「新中核事業の創出」、「アジア成長市場への拡販」、「基盤事業の維持・強化・拡大」に取り組んでまいりました。新中核事業の創出では、成長戦略の重点事業に位置付けております「化成品事業」「複合材料事業」において、新たな中核事業とするべく活動を進めました結果、化成品事業では、業務提携先との共同強化が順調に進み、計画どおりに業容を拡大しています。また複合材料事業では、航空機部材の受託が遅れており、収益への貢献までには至りませんでしたが、生産設備の拡充と品質保証体制の構築を行い、需要拡大に向けた体制づくりが進みました。アジア成長市場の拡販では、繊維事業を中心に中東市場でのブランド力を活かした販売展開が奏功するとともに、タイ国において子会社による繊維商社の買収などを進めた結果、事業が拡大いたしました。また、基盤事業の維持・強化・拡大では、「繊維」「産業材」「不動産・サービス」の各事業分野において当社独自の機能や技術力を活かした新たな商品開発・企画提案、顧客ニーズに応えるべく対応力やサービス力の向上に注力し、顧客からの信頼獲得

に努めました。基盤事業の市場環境が大きく変化する状況下、グループ各社間の連携体制をより一層深めることで収益力を強化するとともに、採算が悪化した事業の構造改革を推進いたしました。これらの取り組みにより売上高は前年度を上回ることができましたが、収益面においては、特に繊維事業での海外事業の製造コスト上昇や、為替が円安方向に進んだことからの輸入品価格上昇の影響を受け、全体的には、前年度並みの水準となりました。

以上の結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高473億20百万円（前期比2.0%増）、営業利益24億56百万円（同1.4%増）、経常利益19億24百万円（同0.5%減）、当期純利益10億65百万円（同11.0%減）となりました。

セグメントの概況は次のとおりです。

【繊維事業】

原系販売分野は、国内生産の特殊糸や差別化糸の販売促進、また海外生産では原綿からの独自性やトレーサビリティを明確にした販売提案を実施した結果、増収となりました。

テキスタイル分野は、中東向け輸出およびユニフォームが市況の回復を受け堅調に推移、またシャツ素材も顧客との共同企画を継続し増収となりました。

製品分野は、一般衣料市況が厳しい中、主力顧客との取り組みを強化、また新規顧客の獲得を図るとともに、中国事業の再構築やアセアンへの生産シフトを進めましたが、効果発現までには至らず苦戦となりました。

以上の結果、繊維事業全体としての売上高は307億93百万円（前期比6.7%増）となり、増収となりましたが、利益面においては、各分野全般にわたり中国・アセアン地域の製造コスト上昇や為替がさらに円安に進んだ影響が大きく、1億73百万円の営業損失（前期は1億37百万円の営業利益）となりました。

【産業材事業】

産業資材分野では、製紙用ドライヤーカンバスは、主要顧客の国内製紙会社において紙需要の低迷や原燃料費上昇などの厳しい状況が続いた影響を受け減収となりました。フィルタークロスは、需要先である国内製造業各社の生産状況に改善は見受けられず、既存顧客におけるクロス需要は依然低レベルで推移しましたが、新規顧客開拓活動の推進による新規物件受注が寄与し増収となりました。

機能材料分野では、化成品事業は化学品の輸出が堅調に推移し、その他の多糖類の受注も伸長したことから増収となりました。複合材料事業は、電力分野向けのFRP部材は受注が回復傾向にあり増収となりましたが、その他の用途が伸び悩んだことで、全体としては微減収となりました。

以上の結果、プリント配線基板事業からの撤退の影響もあり、産業材事業全体としての売上高は111億81百万円（前期比8.5%減）となり、減収となりましたが、営業利益は10億30百万円（同44.7%増）の増益となりました。

【不動産・サービス事業】

不動産賃貸事業は堅調に推移いたしました。リネン事業は観光客の回復と新規顧客の獲得により順調に推移しましたが、物流事業は取扱荷物量の減少により苦戦いたしました。

また、部門全体にわたり、労務費・減価償却費等のコストアップが収益に影響いたしました。

以上の結果、不動産・サービス事業全体としての売上高は58億85百万円（前期比1.6%増）、営業利益は18億52百万円（同3.0%減）の増収減益となりました。

2. 資金調達の状況

当期は、長期借入により47億14百万円、社債発行により15億円の調達を行う一方、57億66百万円の長期借入金返済、10億70百万円の社債償還を行いました。また、運転資金の短期借入金は5億68百万円減少いたしました。

この結果、当社グループの当期末現在における有利子負債残高は、283億8百万円（前期末比16億88百万円減）となりました。

3. 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の主なものは、複合材料関係の製造設備の新規導入および繊維・産業材事業における品質向上と省エネ対策を中心とした製造設備の更新であります。

4. 対処すべき課題

今後の国内経済の状況は、政府主導の経済政策を背景に緩やかな景気回復が続くものと予想されますが、さらなる円安の進行による輸入品や原材料価格の高騰、海外では中東・欧州での地政学リスクや新興国経済が減速するなど懸念要因が数多くあり、不透明な状況で推移するものと思われます。

平成24年からスタートいたしました前中期経営計画「CG12-14～成長への挑戦」では、基本方針に「構造改革から成長戦略へのシフトチェンジ」を掲げ、成長事業の創出と育成に重点をおいた取り組みを推進してまいりました。最終年度3年目の状況は、繊維事業を中心とした海外事業の取り組みが進み事業規模を拡大することができたものの、当社事業の主力である国内市場の需給状況の回復が進まなかったこと、また為替動向が円高基調から円安方向に急激に振れたことから、原材料や製品の輸入価格上昇への対応が追い付かなかったことなどが主要因となり、数値目標を達成することができませんでした。

繊維事業では、原糸販売分野は、昨年度より国内工場生産の価値を前面に打ち出した「敷島糸工房®」ブランドを立ち上げ、顧客には富山工

場をラボ機能として活用いただくことでストーリー性のある糸の共同開発を進めるとともに、健康志向の高まりを受けて天然繊維へのニーズが増えるなか、無農薬栽培による「オーガニックコットン」綿糸を増産、顧客ニーズに応じた新たな特化型綿糸を打ち出すなど販売拡大に取り組みました。テキスタイル分野は、クールビズに対応した差別化生地「アゼック®」や抗菌・消臭など機能加工品の販売拡大に加えて、新たにユニフォーム向けに開発した、夜間作業などの安全性を確保する高視認性素材「新染組®」、レディースシャツ用途ではストレッチ性の高い織物「フィットフィット」、透け防止素材「ノースルー」、トリコット調織物「オリコット」などのラインナップを強化し新たな顧客獲得に努めました。また新しい消臭加工技術として、30～40歳代のミドル男性の不快な臭いに効果のある「スーパーアニエールM」を株式会社マンダムと共同開発し、平成28年春物から肌着や枕カバーなどの分野で商品化を進めます。製品分野は、中国の生産コスト上昇と為替の影響を受け苦戦する状況下、ベトナムでの協力工場の整備が進み生産対応が可能となってまいりました。また海外事業は、Made in Japanの評価が高い中東市場では、従来からの民族衣装生地に消臭などの機能を加えた機能加工品や周辺商品への提案を進めたことにより販売が拡大、またタイ国においては子会社による繊維商社の買収などを進めた結果、事業が拡大いたしました。しかしながら、インドネシアの海外生産子会社ではルピア安の影響を受けて現地需要家の購買力が低下、また中国事業では人件費が上昇するなど事業環境が悪化する状況にあり、現地ニーズに応じた商品開発や当社独自の機能素材を中心とした市場開拓に注力するとともに、海外生産基盤の再構築を急ぎ進めております。

産業材事業では、ドライヤーカンバス事業・フィルター事業ともに、国内市場の縮小が進む状況にある中、トップメーカーのシェア維持とコスト削減の徹底により収益の確保に努めました。一方ドライヤーカンバスの海外市場では、東南アジアなどを中心に需要の拡大を見込んでおり、中国の現地子会社を基点とした市場獲得の取り組みを行いました。成長事業として位置づけております複合材料（FRP）事業は、期待し

ている航空機部材の受託が遅れておりますが、今後の市場拡大に向けて、製造設備の拡充や品質保証体制の構築が進み、新たに航空機関連の加工事業が立ち上がるなど進展がありました。もう一つの成長事業であります化成品事業は、食品分野でパートナー会社との提携強化が奏功し事業が拡大、また新アイテムの開発や新たな業務の受託が進むなど成果がありました。

不動産・サービス事業は安定的な収益を見込む分野であり、不動産賃貸、物流、リネンサプライ、ゴルフ場事業等、それぞれの事業分野において、収益基盤の維持・拡充を進めました。

このような事業環境の下、当社グループにおきましては、本年4月から新たな中期経営計画「Challenge to the Growth NEXT stage 2015-2017（通称“CG NEXT 15-17”）」をスタートさせ、当社グループのこれからの持続的な成長に向けて、新たな取り組みに挑戦してまいります。

新中期経営計画の策定にあたっては、あらためてグループ経営理念を定義するとともに、2020年を目標とする長期経営ビジョンの検討を行い、明示することいたしました。

【経営理念】

「シキボウグループのものづくり技術・ものづくり文化で新たな価値を創造し、健康で安心・安全・快適な暮らしと環境にやさしい社会の実現に貢献する」

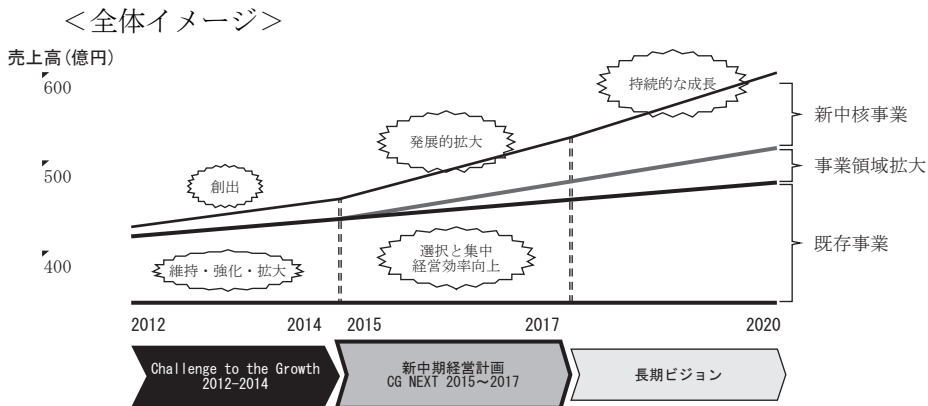
【長期経営ビジョン】

＜我々が目指すありたい姿＞

繊維、産業材、不動産・サービスのそれぞれの事業領域で「豊かなライフスタイルの実現」、「産業の発展を支える」存在感のある企業集団を目指す。

＜2020年目標＞

売上高：600億円 営業利益：50億円



新中核事業

「化成品」「複合材料」を発展的拡大。

事業領域拡大

既存事業の中から新たな事業領域を創出し育成を図る。

- ①繊維機能加工から衛生・メディカル関連分野、健康分野。
- ②水処理部材やフィルターから環境分野、など。

既存事業

「繊維」「産業資材」「不動産サービス」事業の選択と集中による経営効率の向上。

新中期経営計画“CG NEXT 15-17”は、当社グループの持続的成長に向けた、長期ビジョンの第2ステージに位置づけます。

“CG NEXT 15-17”の基本方針は、『稼ぐ力』『ものづくり力』『事業環境対応力』を高めて成長を実現する」を掲げます。①シキボウ独自の差別化戦略の遂行による“稼ぐ力”の構築、②生産基盤である現場力の強化による“ものづくり力”の向上、③“環境変化への対応力”を強め、事業改革に素早く取り組むことで、業績と企業価値の向上を目指してまいります。

“C G N E X T 15-17”の基本戦略は次の4項目となります。

- ①新中核事業の発展的拡大
- ②海外オペレーションの拡張と販売の伸長
- ③基盤事業の選択と集中による収益向上・業容の拡大
- ④グループ経営力の総合力強化

①新中核事業の発展的拡大

成長戦略の最重点事業として、機能材料事業の化成品と複合材料を前中期経営計画の「創出」段階から「発展拡大」段階へステップアップし、中核事業化に向けた取り組みを加速します。

化成品事業の食品分野ではパートナー会社との協業をさらに発展させ、新しい商品開発を進めるとともに、化学品分野では海外の需要拡大に応じた事業活動に注力し業容拡大を図ります。複合材料事業は、航空材用途の炭素繊維複合材料（C F R P）では、日本の航空機産業が飛躍期を迎える状況にある中、サプライチェーンの一翼を担う企業となるべく、品質保証体制の一層の充実、一貫生産体制の構築に取り組むことで顧客企業との揺るぎの無い信頼関係を築きます。またガラス繊維複合材料（G F R P）は、電気絶縁・水処理用途の販売拡大に加えて、軽量、防錆、耐薬品などの特性を活かした用途開発を加速し、新しい市場の創出に努めることで事業の拡大を図ってまいります。

②海外オペレーションの拡張と販売の伸長

シキボウの「ものづくり力」と海外の低コスト生産を強みにした生産基盤の増強を図り、東南アジアを中心にした海外オペレーションの拡張をめざします。既存のタイ・インドネシア・中国の生産子会社に加えて、新たに現地提携先との共同展開で生産基盤を構築し、市場が求めるジャパंकオリティーや当社独自の機能・素材による製品づくりを進め販売を伸長いたします。

繊維事業、産業材事業を中心に海外売上高比率は平成26年度（基準年）14%から、最終年度平成29年度は20%を目標に活動いたします。

③基盤事業の選択と集中による収益向上・業容の拡大

基盤事業は得意とする事業領域に経営資源の集中を行い、経営効率の向上に努めることで確固たる収益基盤の構築を図ります。まずは、経営環境の悪化により繊維事業の中の赤字事業の黒字化を全速力で進め事業構造改革を早期に完了させます。

また繊維、産業材、不動産・サービスのそれぞれの事業で、他社には真似のできない独自の商品・技術・サービスを創出し差別化による事業戦略を進めます。自社工場を持つメーカーの強みを活かした活動、顧客ニーズにお応えする取り組みを強化することで、特定市場においては無くてはならない存在として信頼の獲得に努めます。さらに業容拡大に向けては、当社の有する加工技術や素材の中からニッチでも独自の力を発揮できる分野を探索し中長期の視点で事業を育成してまいります。

④グループ経営の総合力強化

基本方針に掲げます「成長の実現」に向けてグループ経営基盤の強化を図ります。グループ会社との交流と連携を深め、経営資源であります「人」「物」「金」のより効率的な活用を図ることで、経営の総合力を高めてまいります。

「人材」では、成長戦略を遂行するチャレンジ精神を持った人材育成のため、早期選抜により海外事業等の経験を通して、将来を担う経営リーダー、グローバル人材の強化に努めます。

「財務」では、有利子負債の圧縮を図り、財務体質を強化いたします。

「組織・制度」では、会社法・コーポレートガバナンスコードへの適切な対応をすることにより、経営の健全性や透明性をより一層高め、ＣＳＲ活動や環境活動報告の充実を図ってまいります。

以上のとおり、新中期経営計画“ＣＧ ＮＥＸＴ 15-17”の遂行により、最終年度（平成29年度）の業績目標は、連結売上高520億円、営業利益38億円、経常利益32億円、当期純利益18億円を計画しております。

5. 財産および損益の状況の推移

	区 分	第199期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで)	第200期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)	第201期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第202期(当期) (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)
営業 成績	売 上 高 (百万円)	45,870	42,798	46,376	47,320
	経 常 利 益 (百万円)	2,090	1,812	1,935	1,924
	当 期 純 利 益 (百万円)	1,134	821	1,197	1,065
	1株当たり当期純利益 (円)	9.38	6.93	10.15	9.03
財産 の 状 況	純 資 産 (百万円)	28,360	28,984	30,308	31,765
	1株当たり純資産額 (円)	225.41	236.17	247.00	258.65
	総 資 産 (百万円)	90,018	87,677	92,580	90,938

6. 重要な子会社の状況（平成27年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
新 内 外 綿 株 式 会 社	731百万円	52.33%	各種繊維製品の加工および販売
敷 島 カ ン バ ス 株 式 会 社	290百万円	100.00%	製紙用ドライヤーカンバスおよび フィルタークロス等の販売
株式会社シキボウサービス	90百万円	100.00%	不動産の管理、石油製品の販売、 損害保険代理業、生命保険の募集 に関する業務
株式会社マーメイドスポーツ	100百万円	100.00%	ゴルフ場の経営
シキボウリネン株式会社	40百万円	100.00%	リネンサプライおよびホームクリ ーニング
丸ホームテキスタイル株式会社	60百万円	100.00%	各種織物、繊維資材、衣料品、寝 具類および寝装品の製造・販売
株式会社マーメイドアパレル	100百万円	100.00%	繊維製品の企画・製造・販売
株式会社マーメイドテキスタイル インダストリーインドネシア	40,560千米ドル	98.03%	各種繊維製品の製造および販売

7. 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

事業区分	主要な品目またはサービス
繊維事業	紡績糸、加工糸、ミシン糸、織物生地、織物製品、ニット生地、 ニット製品、寝装生地、寝装製品、家庭雑貨用品、受託整理加 工、縫製加工
産業材事業	
産業資材分野	製紙用ドライヤーカンバス、フィルタークロス
機能材料分野	工業用糊剤、食品添加物、電気絶縁材料その他の複合材料、産業 用機械、陶磁器
不動産・サービス事業	不動産の賃貸、管理および販売、リネンサプライ、倉庫業、配送 業、ゴルフ場、保険代理店業

8. 主要な営業所および工場（平成27年3月31日現在）

(1) 当 社

本 社	大阪市中央区備後町三丁目2番6号
支 社	東京支社（東京都中央区）
研 究 所	中央研究所（滋賀県東近江市）
工場および事業所	富山工場（富山県富山市）、鈴鹿工場（三重県鈴鹿市）、八日市工場（滋賀県東近江市）、八幡工場（滋賀県近江八幡市）、尾道事業所（広島県尾道市）

(2) 子会社等

繊維事業 (国 内) (海 外)	株式会社マーメイドソーイング秋田（秋田県大仙市）、株式会社シキボウ江南（愛知県江南市）、株式会社ナイガイテキスタイル（岐阜県海津市）、新内外綿株式会社、株式会社マーメイドアパレル、丸ホームテキスタイル株式会社（以上、大阪市中央区） 上海敷紡服飾有限公司、上海敷島家用紡織有限公司、湖州敷島紡織品有限公司、敷紡貿易（上海）有限公司、敷紡（香港）有限公司（以上、中国）、タイシキボウ株式会社、ジェイ・ビー・ボスコ株式会社（以上、タイ）、株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア（インドネシア）
産業材事業 (国 内) (海 外)	東洋空空調和株式会社（東京都新宿区）、小田陶器株式会社（岐阜県瑞浪市）、敷島カンバス株式会社（大阪市中央区）、株式会社シキボウ堺（堺市西区）、株式会社大和機械製作所（広島県尾道市） 敷島工業織物（無錫）有限公司（中国）
不動産・サービス事業	株式会社シキボウ物流システム（千葉県柏市）、株式会社マーメイド広海（静岡県浜松市）、シキボウ物流センター株式会社（岐阜県海津市）、株式会社シキボウサービス（大阪市中央区）、Jリネンサービス株式会社（大阪府泉佐野市）、シキボウリネン株式会社（和歌山県西牟婁郡）、株式会社マーメイドスポーツ（広島県福山市）

9. 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減
2,791名	225名減

10. 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	5,274百万円
株式会社三井住友銀行	3,311
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,271

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

Ⅱ. 会社の現況

1. 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 350,000,000株
- (2) 発行済株式総数 121,108,290株（うち自己株式3,156,593株）
- (3) 株主数 14,026名
- (4) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
シ キ ボ ウ 従 業 員 持 株 会	3,513千株	2.98%
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,068	2.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,491	2.11
シ キ ボ ウ 取 引 先 持 株 会	2,481	2.10
株 式 会 社 鴻 池 組	2,472	2.10
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	2,445	2.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,419	2.05
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	2,178	1.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,852	1.57
株 式 会 社 S B I 証 券	1,713	1.45

(注) 1. 当社は、自己株式を3,156,593株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	能 條 武 夫	
常 務 取 締 役	邨 上 義 一	経営管理部管掌、機能材料部門長、同部門総括部長
常 務 取 締 役	瀬 島 雄 二	繊維部門長、タイシキボウ株式会社取締役
取 締 役	塚 本 正 之	産業資材部門長
取 締 役	南 方 理 宏	繊維部門営業第一部長、東京支社長
取 締 役	大 森 良 行	中央研究所担当、機能材料部門複合材料部長
取 締 役	清 原 幹 夫	総務部担当、経営管理部長
常 勤 監 査 役	池 永 雅 幸	
監 査 役	畑 守 人	弁護士、パイン株式会社監査役
監 査 役	高 橋 邦 夫	株式会社日本エスコン監査役

- (注) 1. 平成27年4月1日付の人事異動に伴い、取締役塚本正之氏は、産業資材部門長兼同部門総括部長となりました。
2. 平成26年6月27日開催の第201期定時株主総会終結の時をもって、取締役加藤禎一および蔵立厚司の両氏は、辞任により退任いたしました。
3. 常勤監査役池永雅幸氏は、当社の経理部門で長年の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役畑 守人および高橋邦夫の両氏は、社外監査役であります。
5. 当社は、監査役畑 守人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役として、竹林竜太郎氏を選任しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

取締役 88,202千円（9名）

監査役 22,476千円（3名）

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成2年6月28日開催の第177期定時株主総会において月額3,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、昭和63年6月29日開催の第175期定時株主総会において月額450万円以内と決議いただいております。
4. 上記には、取締役1名に対する退職慰労金の打切支給額7,500千円を含んでおります。なお、退職慰労金の打切支給は、平成16年6月29日開催の第191期定時株主総会において決議いただいております。

(3) 社外役員等に関する事項

① 社外監査役 畑 守人

ア. 他の法人等の業務執行者、社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

パイン株式会社の監査役を兼任しております。当社とパイン株式会社との間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会には17回全てに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ弁護士としての専門的見地から意見を述べております。

監査役会には14回全てに出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項および当社定款第35条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

② 社外監査役 高橋邦夫

ア. 他の法人等の業務執行者、社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

株式会社日本エスコンの監査役を兼任しております。当社と株式会社日本エスコンの間には特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会には17回全てに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

監査役会には14回全てに出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項および当社定款第35条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 社外役員の報酬等の額

当事業年度において社外役員（2名）に支払った報酬の総額は7,200千円であります。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。その理由は、社外監査役を2名選任しており、経営の監視機能は十分機能していると判断していたためであります。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努めましたところ、適任者を得ることができましたので、平成27年6月26日開催予定の第202期定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 当社の重要な子会社の株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア他8社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人等（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社では、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システムの基本方針」を次のとおり定めております。

1. 当社および当社の子会社の取締役・執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社および当社の子会社からなる企業集団（以下、「シキボウグループ」という。）は、法令遵守と企業倫理遂行の立場を明確にするため、行動規範および行動基準を定め、これを「シキボウグループコンプライアンスマニュアル」として策定し、周知する。
- (2) 当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、取締役社長を委員長とし全取締役およびシキボウグループ子会社各社の代表取締役を委員とする「シキボウグループコンプライアンス委員会」を設置し、行動規範および行動基準の管理および改訂を行う。
- (3) 当社は、企業統治機能の強化を図るための組織として、取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、内部統制システムの一層の強化を図る。
- (4) 当社は内部通報制度を設け、違法行為等が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、内部通報窓口に直ちに通報するものとする社内規程を定める。
- (5) シキボウグループにおける内部統制の強化を図るため、(3) で取り決めた内部統制システムおよび(4) で取り決めた内部通報制度の対象範囲をシキボウグループ全体とする。
- (6) シキボウグループとしての財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 法令および社内規程に定める文書保存期間に従い、適切に文書等の保存および管理を行う。
- (2) 情報の管理については、営業秘密に関する社内規程や運用指針、個人情報の保護に関する社内規程等により基本的事項を定め、業務の適正円滑な遂行を図る。
- (3) 情報の適切な管理を行うため、法令および社内規程に定める開示ルールに従い、情報の適時開示に努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会、監査役会および経営会議により業務執行状況の把握に努める。また、管理部門各セクションによる日常的なチェックにより内部統制およびリスク管理に対するサポートを行い、企業価値を損なうリスクの発生を未然に防止するために必要な措置またはリスクを最小化するために必要な措置を講じる。
- (2) 万一事故やトラブル等の緊急事態が発生した場合は、経営トップを本部長とする対策本部を設置し、情報の収集と指揮命令系統の一元化を図り、危機管理に当たることとする。
- (3) 前(1)および(2)の損失の危険の管理の対象範囲をシキボウグループ全体とし、必要な規程、体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 毎月1回定例の取締役会を開催し、経営の最高方針および経営に関する重要な事項を決定し、取締役の職務の執行を監督する。また、主として執行役員をもって構成される経営会議を原則として月2回開催し、重要な業務執行を審議決定する。
- (2) 経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保存等の取扱いについては社内規程を定める。さらに、取締役会で決議すべき事項およびその他の重要事項は、取締役会規則、経営会議規程および重要事項取扱規程に定め、法令および定款の定め に則った適法かつ円滑な運営を図る。
- (3) 当社はシキボウグループ子会社各社における取締役およびその使用人の職務の執行が効率的に行われるよう、原則としてシキボウグループ子会社各社において少なくとも3か月に1回以上の取締役会を開催し、経営の方針および経営に関する重要な事項を審議決定する旨の社内規程を定める。
- (4) 当社は、シキボウグループ子会社各社の、経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保存等の取扱いについて社内規程を定める。

5. シキボウグループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社はシキボウグループの繁栄と成長を目指し、その総合力発揮に資するため、シキボウグループ各社の管理に関する社内規程を定める。この規程に基づき、シキボウグループ子会社各社についての重要事項は、当社の取締役会への付議または報告を要することとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該補助使用人の取締役からの独立性に関する体制

- (1) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じてスタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行うこととする。
- (2) 補助使用人を置いた場合は、当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとする。

7. 当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員および使用人が当社の監査役に報告をするための体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の取締役および執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告することとする。
- (2) 当社の使用人ならびにシキボウグループ子会社各社の取締役および使用人は、違法行為等が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、当社またはシキボウグループ子会社各社の内部通報制度に従い内部通報窓口 に直ちに通報するものとし、通報を受けた内部通報窓口部署は、それぞれの内部通報制度に従い、当社の監査役に対して内部通報事案についての調査・対応に関する報告を行うこととする。
- (3) 当社は、内部通報窓口へ通報を行った者および監査役または内部通報窓口へ報告を行った当社ならびにシキボウグループ子会社各社の役職員に対し、当該通報・報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行う事を禁止し、その旨を当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員および使用人に周知する。
- (4) 当社の監査役は、代表取締役と定期的に会合をもつほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、必要に応じて業務執行に関する重要な書類を閲覧し、シキボウグループの取締役・執行役員ま

たは使用人にその説明を求めることができるものとする。

- (5) 当社の監査役は、シキボウグループの取締役・執行役員および使用人から報告を受けるほか、会計監査人および内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努めるものとする。
- (6) 当社は当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(注) 本事業報告中の金額、株式数は表示単位未満を切り捨てて、パーセンテージは表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表 (平成27年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	25,779	流 動 負 債	21,713
現 金 及 び 預 金	4,278	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	5,879
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	10,948	短 期 借 入 金	11,880
有 価 証 券	150	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	960
商 品 及 び 製 品	5,509	未 払 費 用	613
仕 掛 品	1,859	未 払 法 人 税 等	102
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,664	未 払 消 費 税 等	370
繰 延 税 金 資 産	384	賞 与 引 当 金	537
そ の 他	1,038	そ の 他	1,368
貸 倒 引 当 金	△53	固 定 負 債	37,458
固 定 資 産	65,158	社 債	2,970
有 形 固 定 資 産	60,678	長 期 借 入 金	12,497
建 物 及 び 構 築 物	13,073	繰 延 税 金 負 債	956
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,243	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	6,889
工 具、器 具 及 び 備 品	143	退 職 給 付 に 係 る 負 債	6,295
土 地	43,858	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	135
リ ー ス 資 産	1,208	修 繕 引 当 金	109
建 設 仮 勘 定	150	長 期 預 り 敷 金 保 証 金	5,727
無 形 固 定 資 産	383	長 期 前 受 収 益	204
投 資 そ の 他 の 資 産	4,096	そ の 他	1,673
投 資 有 価 証 券	1,417	負 債 合 計	59,172
繰 延 税 金 資 産	2,151	純 資 産 の 部	
そ の 他	617	株 主 資 本	18,664
貸 倒 引 当 金	△90	資 本	11,336
資 産 合 計	90,938	資 本 剰 余 金	998
		利 益 剰 余 金	6,624
		自 己 株 式	△294
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	11,844
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	148
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△33
		土 地 再 評 価 差 額 金	13,360
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△926
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△704
		少 数 株 主 持 分	1,257
		純 資 産 合 計	31,765
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	90,938

連 結 損 益 計 算 書 (平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		47,320
売上原価		38,921
売上総利益		8,398
販売費及び一般管理費		5,942
営業利益		2,456
営業外収益		
受取利息	8	
受取配当金	16	
持分法による投資利益	26	
為替差益	179	
貸倒引当金戻入額	33	
雑収入	140	404
営業外費用		
支払利息	453	
退職給付費用	69	
出向者人件費	154	
雑支出	258	936
経常利益		1,924
特別利益		
補助金収入	83	
固定資産売却益	11	
貸倒引当金戻入額	21	
その他の	0	117
特別損失		
固定資産圧縮損	83	
投資有価証券評価損	19	
投資有価証券売却損	14	
固定資産除却損	13	
その他の	11	142
税金等調整前当期純利益		1,899
法人税、住民税及び事業税	349	
法人税等調整額	403	752
少数株主損益調整前当期純利益		1,146
少数株主利益		81
当期純利益		1,065

連結株主資本等変動計算書（平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで）

（単位 百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	11,336	998	6,042	△294	18,082
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額	—	—	△261	—	△261
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	11,336	998	5,780	△294	17,821
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△235	—	△235
当 期 純 利 益	—	—	1,065	—	1,065
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△0	△0
連 結 除 外 に よ る 剰 余 金 の 増 加	—	—	14	—	14
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	843	△0	843
当 期 末 残 高	11,336	998	6,624	△294	18,664

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	75	△30	12,743	△1,375	△361	11,052	1,173	30,308
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額	—	—	—	—	—	—	—	△261
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	75	△30	12,743	△1,375	△361	11,052	1,173	30,047
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	—	△235
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	—	1,065
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	—	△0
連 結 除 外 に よ る 剰 余 金 の 増 加	—	—	—	—	—	—	—	14
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	72	△2	616	448	△342	792	83	875
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	72	△2	616	448	△342	792	83	1,718
当 期 末 残 高	148	△33	13,360	△926	△704	11,844	1,257	31,765

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社は26社であり、主要な連結子会社は、新内外綿株式会社、敷島カンパス株式会社、株式会社シキボウサービス、株式会社マーメイドスポーツ、シキボウリネン株式会社、丸ホームテキスタイル株式会社、株式会社マーメイドアパレルおよび株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシアであります。

連結子会社であったシキボウ電子株式会社は、平成26年3月31日に解散し、重要性が乏しくなったため、第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。なお、シキボウ電子株式会社は平成27年3月11日に清算終了いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

関係会社1社（タイシキボウ株式会社）に対する投資について持分法を適用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社26社のうち、株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア、ジェイ、ピー、ボスコ株式会社、上海敷紡服飾有限公司、上海敷島家用紡織有限公司、湖州敷島福紡織品有限公司、敷島工業織物（無錫）有限公司、敷紡貿易（上海）有限公司および敷紡（香港）有限公司の事業年度の末日は12月31日、また、新内外綿株式会社および株式会社ナイガイテキスタイルの事業年度の末日は3月25日であります。連結計算書類作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの …… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ …… 時価法

③ 棚卸資産

総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

なお、連結子会社については、主として移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）および賃貸用店舗については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産およびのれんを除く）

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によります。

- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用
定額法を採用しております。
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
主として、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
主として、従業員（使用人兼務役員の使用人分を含む）に対して、支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
 - ③ 役員退職慰労引当金
一部の国内連結子会社については、役員の退任により支払う退職慰労金に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末日要支給見込額を計上しております。
 - ④ 修繕引当金
長期賃貸契約を締結している大規模商業施設等における将来の定期的な修繕に要する支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
 - ⑤ 年金資産消失損引当金
消失が見込まれる年金資産の金額のうち負担すべき割合を合理的に見積り、計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異、過去勤務費用および会計基準変更時差異の費用処理方法
会計基準変更時差異については、主として15年による定額法により費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生する翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用および会計基準変更時差異の未処理額については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| ヘッジ手段
為替予約等
金利スワップ | ヘッジ対象
外貨建予定取引
借入金 |
|--------------------------|-------------------------|
- ③ ヘッジの方針
為替レート変動によるリスクおよび有利子負債の金利変動に対するリスクをヘッジする目的で行っております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象について、それぞれの既に経過した期間におけるキャッシュ・フロー累計額を比較して有効性の判定を行っております。
ただし、為替予約については、すべて将来の購入予定に基づいており、外貨建予定取引の実行可能性が極めて高いため、有効性の判定を省略しております。
また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。
- (6) のれんの償却に関する事項
のれんは、原則として20年以内の効果が及ぶ期間で均等償却しております。ただし、金額的に重要性が乏しい場合には、発生年度に全額償却しております。
- (7) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
 - ② 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、当該変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が404百万円増加し、利益剰余金が261百万円減少しております。

また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額は、2円22銭減少しております。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外費用」の「雑支出」に含めていた「出向者人件費」は営業外費用の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記することといたしました。

前連結会計年度において、「特別利益」に表示していた「投資有価証券売却益」は特別利益の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「特別利益」の「その他」に含めて表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

土地	37,945百万円
建物等	11,104
預金（質権）	267
計	49,317
うち工場財団	(10,370)

担保に係る債務

金融機関からの借入金	13,484百万円
預り敷金・保証金（返済1年以内のものを含む）	5,975
計	19,459

なお、「預り敷金・保証金」は上記金額ですが、金融商品会計適用により、一部保証金については「長期前受収益」として認識しているため、連結貸借対照表の金額と一致していません。

また、その他（投資その他の資産）130百万円を信用状開設等のために担保に差入れており、対応する債務は短期借入金21百万円であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 55,867百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

3. 土地の再評価

当社および連結子会社である新内外綿株式会社において、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税基準とする税金に相当する金額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める「地方税法」（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

当社 平成12年3月31日

連結子会社1社 平成13年3月25日

再評価を行った土地の連結会計年度の末日における時価と再評価後の帳簿価額との差額

14,213百万円

4. 受取手形裏書譲渡高 35百万円

5. 受取手形割引高 133百万円

6. 受取手形流動化に伴う留保額 142百万円

(連結損益計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度期末
普通株式	121,108,290株	—	—	121,108,290株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度期末
普通株式（※）	3,150,934株	5,659株	—	3,156,593株

（※）普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	235百万円	2.0円	平成26年3月31日	平成26年6月30日

(2) 当連結会計年度の末日以降に行う予定の剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	235百万円	2.0円	平成27年3月31日	平成27年6月29日

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引については、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替変動のリスクに晒されております。

有価証券は、譲渡性預金であり、市場価格の変動リスクはほとんどないと判断しております。また、投資有価証券は、余資運用および業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動等のリスクに晒されております。

営業債務である支払手形および買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されております。

借入金、社債およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は、決算日後、最長で6年後であります。変動金利の資金調達もあり、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部はデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引等、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門および経営管理部が連携し、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、契約先はいずれも信用度の高い国内の金融機関であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利の変動リスク）の管理

当社および一部の連結子会社は、外貨建て営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、輸入に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建て営業債務に対する先物為替予約を行っております。

また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップを利用しております。

有価証券および投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を見直しております。

デリバティブ取引については、各社共通の「デリバティブ取引に関する規定」を設け、その取引内容状況、リスク状況、損益の状況等の管理およびその執行を各社の経理部門で行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注2）参照）

	連結貸借 対 照 表 計 上 額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	4,278	4,278	—
(2) 受取手形及び売掛金	10,948	10,948	—
貸倒引当金（※1）	△53	△53	—
	10,894	10,894	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	940	940	—
資 産 計	16,113	16,113	—
(1) 支払手形及び買掛金	5,879	5,879	—
(2) 短期借入金	7,027	7,027	—
(3) 社債（1年内償還社債含む）	3,930	3,928	△1
(4) 長期借入金（1年内返済長期借入金含む）	17,350	16,963	△386
負 債 計	34,187	33,799	△387
デリバティブ取引（※2）	△47	△47	—

（※1） 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金 ならびに (2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格を時価としており、債券他は取引金融機関から提示された価格を時価としております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金 ならびに (2) 短期借入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債（１年内償還社債含む）

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 長期借入金（１年内返済長期借入金含む）

変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格等を時価としております。なお、ヘッジ会計が適用されているもののうち為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該受取手形及び売掛金ならびに支払手形及び買掛金の時価に含めて記載しております。（上記資産(2)および負債(1)参照）

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。（上記負債(4)参照）

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式（※１）	627
敷金及び保証金（負債）（※２）	6,152

（※１） 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（※２） 保証金（負債）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

１．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、大阪府、兵庫県、高知県その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設等を所有しております。

２．賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産に関する当連結会計年度末の連結貸借対照表計上額および時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度末の時価 （百万円）
賃貸等不動産	33,846	29,951

(注) １．取得原価から減価償却累計額を控除しております。

２．当連結会計年度末の時価は、以下によります。

主要な物件については、「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	258円65銭
1 株当たり当期純利益	9 円 3 銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己の株式を取得することを決議いたしました。自己株式取得の内容は次のとおりであります。

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	230万株（上限）
(3) 株式の取得価額の総額	300百万円（上限）
(4) 取得期間	平成27年5月13日～平成27年7月31日

(追加情報)

法定実効税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.02%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.22%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）は110百万円減少し、法人税等調整額が96百万円、その他有価証券評価差額金が8百万円、それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が1百万円、退職給付に係る調整累計額が20百万円、それぞれ減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債が616百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

(注) 連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	17,487	流動負債	19,574
現金及び預金	2,255	支払手形	1,804
受取手形	1,434	買掛金	2,427
売掛金	5,561	短期借入金	6,716
有価証券	150	1年内返済予定の長期借入金	4,705
商品及び製品	3,981	1年内償還予定の社債	960
仕掛品	1,155	リース負債	85
原材料及び貯蔵品	376	未払金	246
前払費用	47	未払消費税等	204
繰延税金資産	228	未払消費税等	163
未収入金	794	前受り金	157
関係会社短期貸付金	1,520	預り金	1,183
その他の貸倒引当金	76	C M S 預り金	63
	△94	1年内返還予定の預り保証金	425
固定資産	65,054	賞与引当金	373
有形固定資産	46,176	その他	57
建物	10,825	固定負債	33,445
構築物	156	社債	2,970
機械及び装置	544	長期借入金	12,237
車両運搬具	2	リース負債	868
工具、器具及び備品	52	再評価に係る繰延税金負債	6,282
土地	33,531	退職給付引当金	4,667
リース資産	916	修繕引当金	104
建設仮勘定	146	長期預り敷金	5,715
無形固定資産	80	長期前受り	204
ソフトウェア	59	その他	396
リース資産	0	負債合計	53,019
その他の	20	純資産の部	
投資その他の資産	18,797	株主資本	17,050
投資有価証券	628	資本剰余金	11,336
関係会社株	13,706	資本準備金	998
出資金	1	資本準備金	977
関係会社出資金	1,305	その他資本剰余金	20
関係会社長期貸付金	1,234	利益剰余金	5,010
長期前払費用	87	利益準備金	266
繰延税金	1,649	その他利益剰余金	4,743
その他の	241	繰越利益剰余金	△294
貸倒引当金	△59	自己株式	12,472
資産合計	82,542	評価・換算差額等	122
		その他有価証券評価差額金	△33
		繰延ヘッジ損益	12,383
		土地再評価差額金	29,522
		純資産合計	82,542
		負債及び純資産合計	82,542

損 益 計 算 書（平成26年 4 月 1 日から 平成27年 3 月31日まで）

（単位 百万円）

科 目	金 額	
売上高		29,898
売上原価		24,851
売上総利益		5,046
販売費及び一般管理費		2,943
営業利益		2,103
営業外収益		
受取利息	43	
受取配当金	170	
為替差益	177	
雑収入	137	528
営業外費用		
支払利息	425	
社債利息	23	
出向者人件費	397	
雑支出	318	1,164
経常利益		1,467
特別利益		
補助金収入	81	
固定資産売却益	8	
貸倒引当金戻入	21	
その他の	0	112
特別損失		
固定資産圧縮損	81	
固定資産処分損	6	
投資有価証券評価損	19	
投資有価証券売却損	14	
関係会社出資金評価損	237	
貸倒引当金繰入	23	
その他の	9	390
税引前当期純利益		1,188
法人税、住民税及び事業税	18	
法人税等調整額	511	530
当期純利益		658

株主資本等変動計算書（平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで）

（単位 百万円）

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	11,336	977	20	998	243	4,606	4,849	△294	16,890
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	—	—	—	—	—	△261	△261	—	△261
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	11,336	977	20	998	243	4,345	4,588	△294	16,628
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△235	△235	—	△235
利益準備金の積立	—	—	—	—	23	△23	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	658	658	—	658
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△0	△0
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変 動 額（純 額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	23	398	422	△0	421
当 期 末 残 高	11,336	977	20	998	266	4,743	5,010	△294	17,050

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	67	△31	11,767	11,804	28,694
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	—	—	—	—	△261
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	67	△31	11,767	11,804	28,432
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△235
利益準備金の積立	—	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	—	658
自己株式の取得	—	—	—	—	△0
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変 動 額（純 額）	54	△2	616	668	668
事業年度中の変動額合計	54	△2	616	668	1,089
当 期 末 残 高	122	△33	12,383	12,472	29,522

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式および関連会社株式 …………… 移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの …………… 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準および評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）および賃貸用店舗については定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零（残価保証がある場合は当該金額）とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 …………… 従業員（使用人兼務役員の使用人分を含む）に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、会計基準変更時差異は、15年による定額法により費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 修繕引当金 …………… 長期賃貸契約を締結している大規模商業施設における将来の定期的な修繕に要する支出に備えるため、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。また、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約等	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

③ ヘッジの方針

為替レート変動によるリスクおよび有利子負債の金利変動に対するリスクをヘッジする目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象について、それぞれの既に経過した期間におけるキャッシュ・フロー累計額を比較して有効性の判定を行っております。

ただし、為替予約については、すべて将来の購入予定に基づいており、外貨建予定取引の実行可能性が極めて高いため、有効性の判定を省略しております。

また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用および会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、当該変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が404百万円増加し、繰越利益剰余金が261百万円減少しております。

また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額は、2円22銭減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産	
土地	32,113百万円
建物等	10,336
預金（質権）	267
計	42,717
うち工場財団	(5,265)

担保に係る債務

金融機関からの借入金	13,020百万円
預り敷金・保証金（返済1年以内のものを含む）	5,975
計	18,995

なお、「預り敷金・保証金」は上記金額であります。金融商品会計適用により、一部保証金については「長期前受収益」として認識しているため、貸借対照表の金額と一致していません。

また、対応する債務はありませんが、その他（投資その他の資産）13百万円を信用状開設等のために担保に差入っております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 32,908百万円

3. 保証債務

下記の会社の借入金および営業取引に対し債務保証を行っております。

株式会社マーメイドスポーツ	177百万円
株式会社マーメイドテキスタイルインダストリーインドネシア	34
(285千US\$)	
計	211

4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

(1) 短期金銭債権	2,318百万円
(2) 短期金銭債務	1,749百万円
(3) 長期金銭債務	24百万円

5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税基準とする税金に相当する金額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める「地方税法」（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

平成12年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
12,709百万円

6. 受取手形流動化に伴う留保額 142百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	7,098百万円
仕入高	5,724百万円
その他	408百万円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	264百万円
営業外費用	352百万円
その他	284百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末
普通株式(※)	3,150,934株	5,659株	—	3,156,593株

(※) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の主な発生原因別内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金否認	123百万円
退職給付引当金否認	1,506
有価証券評価損	1,249
その他	479
繰延税金資産小計	3,359
評価性引当額	1,407
繰延税金資産合計	1,951

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	58百万円
繰延ヘッジ損益	9
その他	4
繰延税金負債合計	72

繰延税金資産の純額 1,878

(再評価に係る繰延税金負債)

土地再評価差額金(損)	267百万円
評価性引当額	△267
土地再評価差額金(益)	6,282
再評価に係る繰延税金負債の純額	6,282

(関連当事者に関する注記)
子会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
		役員の 兼任等	事業上の 関係				
子会社	敷島カンバス株式会社	あり	当社製品の 販売	当社製品の販売(※1)	5,238	売掛金	1,336
子会社	株式会社マーメイドスポーツ	あり	—	資金の貸付(※2)	—	長期貸付金	1,028
子会社	株式会社シキボウ江南	あり	当社製品の 加工	担保の受入(※3)	3,977	—	—
子会社	株式会社シキボウ堺	あり	当社製品の 加工	担保の受入(※3)	4,858	—	—

- (注) 1. 上記の4子会社の議決権は、いずれも当社が100%直接所有しております。
2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
3. 取引条件および取引条件の決定方針等
(※1) 一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。
(※2) 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、担保の受入はありません。
(※3) 担保の受入は、当社の金融機関からの借入に対して、子会社から担保が提供されているものであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	250円29銭
1株当たり当期純利益	5円58銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己の株式を取得することを決議いたしました。自己株式取得の内容は次のとおりであります。

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	230万株(上限)
(3) 株式の取得価額の総額	300百万円(上限)
(4) 取得期間	平成27年5月13日～平成27年7月31日

(追加情報)

法定実効税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.02%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.22%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債を控除した金額)は176百万円減少し、法人税等調整額が179百万円、その他有価証券評価差額金が5百万円、それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が1百万円減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債が616百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

- (注) 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月18日

シキボウ株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 高 田 喜 次 ⑩
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 橋 田 光 正 ⑩
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 野 邊 義 郎 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シキボウ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シキボウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月18日

シキボウ株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 高 田 喜 次 ⑩
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 橋 田 光 正 ⑩
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 野 邊 義 郎 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シキボウ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第202期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、自己株式取得に係る事項を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第202期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けるほか、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月22日

シキボウ株式会社 監査役会

常勤監査役	池 永 雅 幸 ⑩
監査役（社外監査役）	畑 守 人 ⑩
監査役（社外監査役）	高 橋 邦 夫 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第202期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金2円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は235,903,394円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 能條武夫、瀬島雄二および塚本正之の3氏は任期満了となります。3氏は、ともに取締役会の構成員としての経験、知見、人格および資質を有しております。また、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、あわせて4名の取締役の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
1	の う じ ょ う た け お 能 條 武 夫 (昭和25年12月28日)	昭和48年4月 当社入社 平成16年6月 執行役員 平成19年6月 取締役 平成21年6月 常務取締役 平成24年6月 代表取締役社長（現任）	172,000株
2	せ じ ま ゆ う じ 瀬 島 雄 二 (昭和26年7月11日)	昭和50年4月 当社入社 平成16年9月 執行役員 平成21年6月 取締役 平成24年6月 常務取締役繊維部門長（現任） (重要な兼職の状況) タイシキボウ株式会社取締役	99,000株
3	つ か も と ま さ ゆ き 塚 本 正 之 (昭和27年12月19日)	昭和51年4月 敷島カンバス株式会社入社 平成2年10月 合併により当社入社 平成20年6月 執行役員 平成23年6月 取締役 平成27年4月 取締役産業資材部門長兼産業資材部門総括部長（現任）	88,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
4 新任	さ と う よ し ひ こ 佐 藤 嘉 彦 (昭和21年 5 月 5 日)	昭和44年 3 月 中外炉工業株式会社入社 平成11年 6 月 同社取締役 平成14年 4 月 同社常務取締役 平成18年 4 月 同社代表取締役社長 平成25年 6 月 同社相談役 (現任)	0株

- (注)
1. 上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 佐藤嘉彦氏は、新任の取締役候補者であります。
 3. 同氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 同氏につきましては、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 5. 同氏が社外取締役に選任された場合には、会社法第427条第1項および当社定款第29条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
 6. 同氏が社外取締役に選任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

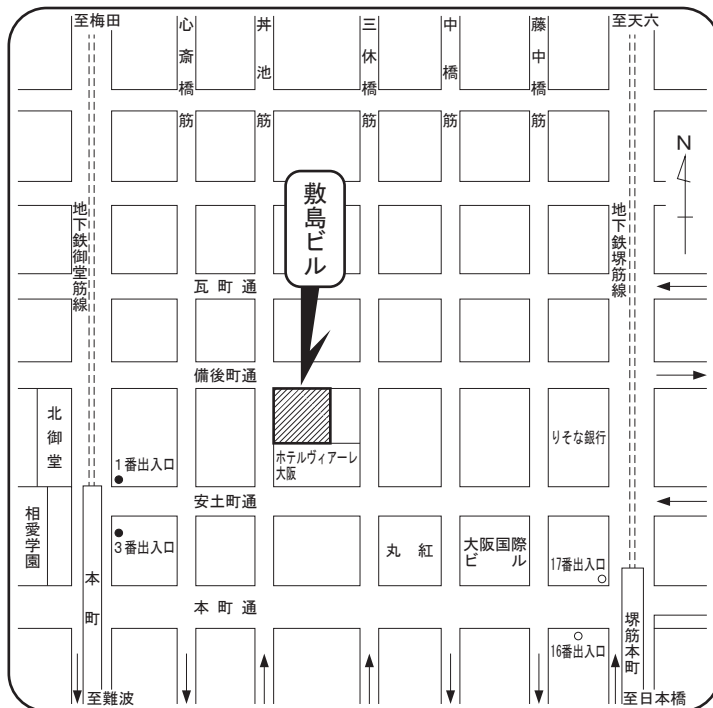
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
た け ば や し り ゅ う た ろ う 竹 林 竜 太 郎 (昭和39年12月10日)	平成9年4月 弁護士登録（大阪弁護士会） 平成16年10月 京都産業大学法科大学院講師 （平成20年3月まで） 平成20年4月 京都大学法科大学院講師（現任）	0株

- (注) 1. 上記候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者竹林竜太郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 同氏につきましては、弁護士として培われた法律知識を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 同氏は、企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
5. 同氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項および当社定款第35条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

以 上

株主総会会場ご案内図



[会 場]

大阪市中央区備後町三丁目 2 番 6 号 敷島ビル 7 階ホール

[交 通]

地下鉄御堂筋線

本 町 駅 下 車

● 1、3 番出入口から徒歩約 3 分

地下鉄堺 筋 線

堺筋本町駅下車

○ 16、17 番出入口から徒歩約 5 分